

寄居町水道事業有料広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寄居町水道事業有料広告掲載取扱要綱（平成18年寄居町告示第173号。以下「要綱」という。）に基づき、寄居町水道課（以下「水道課」という。）が行う広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、水道使用水量のお知らせ（以下「検針票」という。）の裏面のうち、町長が指定した位置とする。

(規格等)

第3条 広告の規格等は別表1のとおりとする。

(掲載)

第4条 広告を掲載する枠数は、検針票1枚につき2枠とする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

2 広告掲載枠の割り当ては、1事業所につき1枠とする。ただし、広告掲載希望者が広告枠数に満たないときは、満たない枠数の範囲内で複数枠に掲載することができる。

(募集)

第5条 広告掲載の募集は、年度ごとに行うものとする。

(掲載料等)

第6条 広告の掲載料等は別表2のとおりとする。

(掲載料の納入)

第7条 広告の掲載料は、決定通知後14日以内に町長が指定する納入書により納入するものとする。

(広告内容等)

第8条 広告のデザイン及び内容は、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用するときは、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料が発生するときは広告主の負担とする。

(留意事項)

第9条 広告の表示内容等は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 水道課が推奨していると誤解されるような表現をしないこと。

(2) 虚偽又は誇大な表現をしないこと。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要とされる事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

広告媒体	掲載位置	規格	刷色
検針票	裏面	規格1（1枠） 80mm×70mm	単色（青色）
		規格2（2枠） 160mm×70mm	

別表2（第6条関係）

規格の種別	広告掲載期間	広告掲載料
規格1	1年	80,000円
規格2	1年	160,000円

（広告掲載料には消費税及び地方消費税相当額が含まれます。）